

昭和八年 (月報番號第一二〇號)

小作争議調查表

No. 12

(昭和九年二月分)

場 所 小倉市赤阪	地 主 城 戸 彦 太 郎	關 係 人 員 小 作 人 竹 村 久 太 郎	地 主 關 係 團 體 赤 坂 地 主 組 合	小 作 人 關 係 團 體 十	種 類 面 積 田 四 反 八 畝 十 三 步	終 熄 昭 和 八 年 十 月 一 四 日 昭 和 九 年 二 月 一 〇 日	備 考
	原 因 地主は大正四年の地主と該地を貸與し小作せしめたり是も小作人の怠惰により 小作料を滞納することあり地主は再三忠告し其も効無き道に土地返還を要求せり	要 求 事 項 土地返還を要す	經 過 地主より地主に對し小作人の怠惰を理由として地主の返還を要求せり是も地主は 一昭和七年度小作料全免を以て 二小作人の住居を興へ之を移轉料として金五十円を給す 三小作人が該地土地を本年度預作收獲迄に家産を移轉し收獲後直に返還す 四協定を理出せし一處相違の結果回答する迄存りしも右協定協定助交り極力調停し下地界各件より解決す	結 果 協定案項 一地主は小作人の住居を興へ之を移轉料として金五十円を給す 二小作人は該地土地を本年度預作收獲迄に家産を移轉し收獲後直に返還す 三昭和八年年度小作料全免を以て 四協定を理出せし一處相違の結果回答する迄存りしも右協定協定助交り極力調停し下地界各件より解決す			

財團協調會福岡出張所

備 考